

## 地域をけん引する経営体確保対策事業 実施要領

制 定 令和元年9月13日付け農第883号

改 訂 令和2年4月1日付け農第1988号

改 訂 令和2年8月19日付け農第575号

改 訂 令和3年5月20日付け農第140号

地域をけん引する経営体確保対策事業については、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱（令和元年9月13日付け農第883号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 事業内容

- 1 交付要綱別表「活動支援」の実施に当たっては、実施要領別表1に示す活動を対象とし、次に示す経費については、原則として補助対象としない。
  - (1) 農地の取得費
  - (2) 従業員の賃金・給与、役員報酬、賃金に係る保険料
  - (3) 設計・監理費
  - (4) 国外調査費
  - (5) 食糧費
  - (6) 租税公課
  - (7) 他からの助成により実施中又は既に完了している経費
  - (8) その他事業にそぐわない経費

### 第2 事業実施主体

- 1 交付要綱別表「事業実施主体」欄にある「既に農畜産物の生産や加工等を営んでおり」は、子会社や関連会社での取り組みも対象とする。
- 2 子会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 当該企業の親会社に議決権の過半数を所有されている場合
  - (2) 親会社に議決権の40/100以上50/100以下を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合
    - ① 親会社の役員の所有する議決権と合わせて、会社の議決権の過半数を所有されていること
    - ② 親会社の役員が、取締役会（これに準ずる機関を含む。）の構成員の過半数を占めていること
    - ③ 親会社との間に重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配される契約等が

存在すること。

④ 負債の総額の過半について親会社又は親会社の役員若しくは両者から融資（債務保証及び担保の提供を含む。）されていること。

(3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が会社の議決権の過半数を占め、かつ、(2)の②から④のいずれかの要件を満たす場合

3 関連会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 親会社に議決権の 20/100 以上を所有されている場合

(2) 親会社に議決権の 15/100 以上 20/100 未満を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合

① 親会社の役員が代表取締役あるいは取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること

② 親会社あるいは親会社の役員から重要な融資（債務保証及び担保の提供を含む。）を受けていること

③ 親会社から重要な技術を提供されていること

④ 親会社との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること

(3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が、会社の議決権の 20/100 以上を占め、かつ、(2)の①から④のいずれかの要件を満たす場合

### 第3 事業の要件

1 活動支援の実施に当たっては、次の(1)～(6)のすべての要件を満たすものとする。

(1) 交付申請時において、事業担当者（臨時的職員を除く。）が1名以上確保される等、経営管理を含む実施体制が整っていること。

(2) 市町村等の関係機関と連携が図られていること。

(3) 活用農地及び活用土地について、交付申請時まで、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）に基づく権利設定・移転、農地転用等、島根県土地利用対策要綱（昭和 60 年島根県告示第 330 号）に基づく開発協議等の必要な手続が完了しており、かつ、適正に利用されること。

(4) 事業実施に当たって補助金及び運転資金等の必要な資金が確保されていること。

(5) 交付申請時において、総会若しくは取締役会又は役員会での議決を得ていること。

(6) 製造免許、有資格者の設置等関係法令等に基づく必要な手続き等が完了しているか、又は、事業実施予定期日までに完了することが確実であること。また、事業が免許、法令等に基づき適正に実施・運用されること。

#### 第4 事業の管理運営

市町村並びに隠岐支庁・農林水産振興センター及び農業経営課は、地域の実情に応じつつ、事業が適切に実施されるよう実施状況を把握するとともに、必要に応じた的確な指導を行う。

##### 附 則

この実施要領は、令和元年10月1日から施行する。

##### 附 則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

##### 附 則

この実施要領は、令和2年9月1日から施行する。

##### 附 則

この実施要領は、令和3年5月20日から施行する。

実施要領 別表 1

事業種目	活動内容
試作研究	遊休農地改良、試作用機械等の利用料、種苗等の生産資材購入、管理作業等の委託 等
分析診断	用水・土壌・栄養成分分析等の委託 等
事例調査	進出地域の農業法人等の取り組みの視察調査 等
技術習得	試験研究機関、教育機関、先進的経営体における技術研修、技術者等との指導契約 等
販路開拓	取引予定企業、卸売市場等への訪問調査、販売促進フェアの開催、マーケティング調査・試作品モニタリング調査の実施、販売促進資料の作成、出荷包装資材の試作、アドバイザー等の活用 等